

火災や風水害などの対応

収容農産物の補償へ

建物 総合共済の特約で付帯

昨年9月の関東・東北豪雨で倉庫に保管中の米が流出等する被害が多発しました。このような損害にも対応できるようにNOSAIは収穫後に保管中の農産物の損害を補償する仕組みを新設しました。



対象農産物は、米、麦、大豆

のうち加入者が選択した品目。

対象となる事故は、総合共済と同じです。

補償タイプ・掛金について

対象の収容農産物 米、麦、大豆

集荷および販売用に限ります。自家消費用は対象になりません。

補償タイプ Aタイプ 1口:1,000円

120日以内で加入者が選択する期間を補償します。

Bタイプ 1口:3,000円

年間を通じて補償します。

A・Bタイプとも、最大5口(500万円)まで付帯できます。

平成28年 7月 1日より実施

すでに総合共済にご加入されている方も、平成28年度に限り、申し出により途中付帯もできます。

共済金は、対象事故により1事故1万円を超える損害が発生した場合、1口あたり1建物・1品目につき100万円を支払限度額として、実損害額をお支払いします。

地震等の場合、1口あたり1建物・1品目につき30万円が支払限度額となり、実損害額をお支払します。

高知県農業共済組合(NOSAI高知)

お問い合わせ・申し込みはお近くのNOSAIまで

本 所 〒780-0861 高知市升形10-5 ☎088-822-4346

安芸支所 〒784-0043 安芸市川北甲1951-2 ☎0887-35-2275

香美支所 〒781-5232 香南市野市町西野555-1 ☎0887-56-1127

土佐支所 〒783-0004 南国市大桶甲2295-4 ☎088-864-2220

中央支所 〒781-2152 高岡郡日高村沖名3-1 ☎0889-24-5611

四万十支所 〒786-0004 高岡郡四万十町茂串町381-1 ☎0880-22-4333

幡多支所 〒787-0019 四万十市具同3223 ☎0880-37-5537

収容農産物へ補償 Q&A

- Q1. 収容される建物の構造にかかわらず、掛金率は同じですか？
A) 掛金は一律です。
- Q2. 自家消費米は引受対象になりますか？
A) 自家消費米は引受対象になりません。他人の米であっても販売に供する米であれば引受対象となりますが、自家消費米は引受対象になりません。
- Q3. 古米等は引受対象になりますか？
A) 引受対象になります。
- Q4. 収容農産物の価額が最高でも100万円に満たない規模ですが、申し込みができますか？
A) 申し込みいただいて、引受できます。
加入口数・1口であれば、100万円までの実損額を補償いたします。
- Q5. 「加工品」や「米粉」など粉にしたものは引受対象になりますか？
A) 引受対象になりません。
- Q6. 大規模農家や農業生産法人で、他の農家の刈取りから乾燥までを委託されている場合、委託された乾燥中の米は引受対象になりますか？（乾燥後は委託者に米を返す場合）
A) 引受対象になります。
- Q7. Aタイプを付帯する場合、共済責任期間は複数に分かれても、合計日数が120日以内であればよいですか？また、共済責任期間が複数でも、1口の付帯ならば掛金は1,000円でよいですか？
A) 共済責任期間が複数でも、合計日数が120日以内であればかまいません。
その場合、1口ならば掛金1,000円となります。

例 総合共済 倉庫 平成28年8月20日～12ヵ月間加入
特約: Aタイプ 8月20日～11月20日(93日間)
翌7月25日～8月20日(27日間) 計 120日間

